

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第4号

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則（平成23年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																									
<p>(返還の債務の免除の申請等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 条例第8条第1項の規定により免除するものとする奨学金の返還の債務の額は、貸付けを受けた月数に<u>25,000円</u>を乗じて得た額（第3条第1項又は第9条第1項若しくは第3項の規定により加算された額の奨学金の貸付けを受けた者にあつては、当該乗じて得た額に当該奨学金の貸付けを受けた月数に1万円を乗じて得た額を加算した額）とする。<u>ただし、返還未済額が貸付けを受けた月数に25,000円を乗じて得た額（第3条第1項又は第9条第1項若しくは第3項の規定により加算された額の奨学金の貸付けを受けた者にあつては、当該乗じて得た額に当該奨学金の貸付けを受けた月数に1万円を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、当該返還未済額とする。</u></p> <p>8 略</p> <p>別表第1（第3条、第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定 学資 支給 金を 受け ない 者</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専修 学校</td> <td>国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程及び専攻科</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>私立の専修学校の専門課程及び専攻科</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td colspan="2">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分			金額（月額）	特定 学資 支給 金を 受け ない 者	略			専修 学校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程及び専攻科	略			私立の専修学校の専門課程及び専攻科	略	特定	略			<p>(返還の債務の免除の申請等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 条例第8条第1項の規定により免除するものとする奨学金の返還の債務の額は、貸付けを受けた月数に<u>15,000円</u>を乗じて得た額（第3条第1項又は第9条第1項若しくは第3項の規定により加算された額の奨学金の貸付けを受けた者にあつては、当該乗じて得た額に当該奨学金の貸付けを受けた月数に1万円を乗じて得た額を加算した額）とする。</p> <p>8 略</p> <p>別表第1（第3条、第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定 学資 支給 金を 受け ない 者</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専修 学校</td> <td>国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>私立の専修学校の専門課程</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td colspan="2">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分			金額（月額）	特定 学資 支給 金を 受け ない 者	略			専修 学校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程	略			私立の専修学校の専門課程	略	特定	略		
区 分			金額（月額）																																										
特定 学資 支給 金を 受け ない 者	略																																												
	専修 学校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程及び専攻科	略																																										
		私立の専修学校の専門課程及び専攻科	略																																										
特定	略																																												
区 分			金額（月額）																																										
特定 学資 支給 金を 受け ない 者	略																																												
	専修 学校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程	略																																										
		私立の専修学校の専門課程	略																																										
特定	略																																												

学資 支給 金を 受け る者	専修 学校	国、地方公共団体及び国立大 学法人が設置する専修学校の 専門課程及び専攻科	略
		私立の専修学校の専門課程及 び専攻科	略

備考
略

学資 支給 金を 受け る者	専修 学校	国、地方公共団体及び国立大 学法人が設置する専修学校の 専門課程	略
		私立の専修学校の専門課程	略

備考
略

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第7項の規定は、この規則の施行の日以後に香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）第1条の大学等（以下この項において「大学等」という。）を卒業した者の当該大学等に係る同条の奨学金の返還の債務（連帯債務者の債務を含む。）の免除について適用する。